

文京区補助金等チェックシート（予算化・制度設計用）

所属 福祉部障害福祉課知的障害者支援係

問合せ先 03 - 5803 - 1214

1 補助金の名称等

4年度調査

補助金の名称	福祉・介護職員処遇改善事業交付金								
根拠規定等	福祉・介護職員処遇改善事業交付要綱								
創設年月	令和	4	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月	令和5年3月
見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号			
	5民生費	3心身障害者福祉費	3心身障害者福祉施設費	1本郷福祉センター管理運営費 2心身障害者福祉作業所管理運営費	1事業運営費 1事業運営費				
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)により、福祉・介護分野で働く職員の賃上げ効果が継続される取組を行うことを目的とする。								
補助事業等の内容	福祉・介護職員に対して3%程度(月額9,000円)の賃金改善を行う施設・事業所に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を交付する。								
補助対象経費の内容	福祉・介護職員に対する賃金								
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他								
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 文京区立の障害福祉サービス事業者								
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 { 補助率 } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }								
	<input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input checked="" type="checkbox"/> その他								
	〔その他の場合は具体的に記入〕 生活介護の場合は総報酬の1.1%を交付 放課後等デイサービス場合は総報酬の1.9%を交付 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕								
公募の状況	ホームページ掲載、対象者への直接周知								
実績報告書時における 用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 { }								
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		負担割合	区	国	都	10/10	補助対象者	
			上乗せの内容・理由						

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえての措置であり、社会的に、福祉・介護職員に対する賃上げが求められている。
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	障害者・児計画の中にある障害者施設職員の育成・確保のために必要とされる支援として適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	障害福祉サービス事業所の人材を確保し、サービスの質の向上のため区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	職員の賃上げを行うことができず、離職や人材不足に陥る可能性が高まる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	ホームページへの掲載や各事業所にメール等で案内されている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	補助要件の確認を行い、適正に決定する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	補助金として支給することで、迅速に賃上げを行うことができる。
	補助金の交付による効果が認められるか	○	障害福祉サービス事業所の人材確保、職員の定着に繋がり、サービスの質の向上が期待できる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	職員の賃金を月額9,000円程度上乘せすることができる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	事業所職員の確保・定着に繋がることで、障害福祉サービスを安定的に提供することができる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	都の福祉・介護職員処遇改善事業交付要綱に基づき事業を行っている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	職員の賃上げを行うことで職員の確保・定着を図りたい事業所と補助目的は合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	職員の賃上げに充てるため、使途は適正である。

4 交付実績

(件、千円)

項目	4年度(予算)			
交付(見込み)件数	3			
決算(予算)額	1,514			
国庫支出金	0			
都支出金	1,514			
その他	0			
一般財源	0			
年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

令和4年度障害福祉サービス等報酬改定により、令和4年10月以降は「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設され、賃金改善分が介護報酬に上乘せされる。そのため、来年度からは各事業所に委託料として支給し、補助金の支給は終了する。